

議会運営委員会

日 時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 人事議案等について

第 6 1 号議案 教育委員会委員の任命について

第 6 2 号議案 固定資産評価員の選任について

第 6 3 号議案 亀岡市宮川財産区管理会委員の選任について

人権擁護委員候補者の推薦について

2 例規改正等について

(1) 亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程【別紙No.1】

(2) 亀岡市議会情報セキュリティ基本方針【別紙No.2】

3 議会運営委員会の行政視察について

○視察日程 令和 8 年 4 月 2 1 日（火）～ 2 2 日（水）

○視察先 ①愛知県岩倉市議会、②静岡県島田市議会

○調査事項 ①議会サポーター制度について

②議会改革の取組について（主権者の参画）

4 常任委員会の行政視察について

○総務文教常任委員会 5 月 1 8 日から 2 2 日で調整中（広島県、香川県方面）

○環境市民厚生常任委員会 5 月 1 1 日または 1 8 日の週で調整中（広島県方面）

○産業建設常任委員会 5 月 1 1 日から 1 3 日で調整中（東北方面）

5 決議案について

(1) 世界のすべての人々が戦禍に見舞われることがないように、あらゆる軍事行動を即時中止することを求める決議（案）

【別紙No.3】 ○発議者 ※討論通告期限 3 月 2 6 日（木）午後 4 時

6 議員の派遣について【別紙No.4】

(1) 議会運営委員会行政視察 議長の派遣

7 3月議会最終日(3月27日)の議事等について

(1) 会議予定(午前10時から)

① 予算特別委員会(委員長報告確認等)

② 3 常任委員会(委員長報告確認等)

<議運事前調整>

③ 議会運営委員会

<会派会議>

④ 本会議(午後予定) ※議事日程のとおり

⑤ 議長記者会見、広報部会・広聴部会

(2) 議事日程

諸報告

第1 第1号議案から第52号議案(委員長報告～表決)

第2 第61号議案から第63号議案(提案理由説明、質疑、表決)

第3 決議案について(質疑、討論、表決)

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

第5 議員の派遣について(表決)

(3) 討論通告期限 本日26日(木) 16:00

8 令和8年亀岡市議会定例会6月議会について【別紙No.5】

9 その他

(1) 次回の議会運営委員会等

3月27日(金) 3常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長・正副委員長)

上記終了後 議会運営委員会

(2) 各委員会等の日程(4月)

4月 6日(月) 13:30～ 広報部会

14日(火) 13:30～ 広報部会

17日（金）10：00～ 議会運営委員会
21日（火）～22日（水）議会運営委員会行政視察
（岩倉市、島田市）
28日（火）10：00～ 産業建設常任委員会
13：30～ 総務文教常任委員会
30日（木）10：00～ 環境市民厚生常任委員会

10 参考人（議会モニター）への意見聴取について

亀岡市議会規程第1号

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の
一部を改正する規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年亀岡市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和○年○月○日）から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程(令和5年亀岡市議会規程第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項の被保険者番号等</p> <p>附 則</p> <p>この規程中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日(令和〇年〇月〇日)から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行の日(令和8年6月14日)から施行する。</p>

亀岡市議会情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、亀岡市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会の情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) ネットワーク
コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) インターネット接続系
インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び活動・業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、本市議会が取り扱う次のものとする。ただし、市長が議会事務局職員の使用に供する情報資産については、その取り扱いは情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））に従うものとし、本方針の適用範囲外とする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 議員及び議会事務局職員の遵守義務

議員、議会事務局の全ての職員（以下、「議員等」という。）及び部外受託者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、活動及び業務の遂行に当たって関係法令等及び情報セキュリティ基本方針を遵守する義務を負うものとする。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織を議会運営委員会とする。

(2) 情報システム全体の強靱性の向上

インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を講じる。

(3) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティ基本指針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティ基本指針の運用面の対策を講じるものとする。また、情報セキュリティ対策の運用においては、本基本指針のほか関係要綱等に従い取り組むほか、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講じるよう努める。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティ基本方針の見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティ基本方針の見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び点検の実施

情報セキュリティ基本方針が遵守されていることを検証するため、必要に応じて、議会運営委員において情報セキュリティ監査及び点検を実施する。

8 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び点検の結果、情報セキュリティ基本方針の見直しが必要になった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティ基本方針を見直す。

附則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

議会運営委員会 行政視察質疑事項

視察先	調査事項
愛知県 岩倉市議会	<p>【議会サポーター制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニター制度と、議会報告会や議会公聴会との違いと、その効果や狙いは。 ・ 議会サポーターからの提案や意見が、実際に条例提案や政策提言、委員会活動などに結び付いた事例はあるのか。また、その成果をどのような指標や評価方法で検証しているのか。 ・ 制度を継続する中で、サポーターの固定化や意見の偏り、参加者確保などの課題は生じていないか。また、制度を長期的に持続させるために工夫している点や改善してきた点について伺いたい。
静岡県 島田市議会	<p>【議会改革の取組について（主権者の参画）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島田市議会トリセツについて経過や内容を伺いたい。 ・ Web アンケートの成果や手法などについて伺いたい。 ・ 議会改革の一環として主権者の参画を重視された背景には、どのような課題認識があったのか。また、議会としてどのような目的や目標を設定して取組を進めてこられたのか伺いたい。 ・ 主権者参画の取組として市民アンケートや意見聴取を行っているとのことですが、そこで得られた市民の意見は、実際に議会運営や委員会活動、一般質問、政策提案などにどのような形で反映されているのか。具体的な事例があれば伺いたい ・ 市民参画型の取組は、初めは関心が高くても継続することが難しいと思うが、参加者の固定化や参加率の低下といった課題に対して、どのような工夫や制度設計をされているのか。

世界のすべての人々が戦禍に見舞われることがないように、あらゆる軍事行動を即時中止することを求める決議（案）

亀岡市議会は、令和4年3月に、「ロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、力による現状変更には断固反対する決議」を行い、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意をもった対応を関係国政府や関係機関に求めた。しかし、両国互いの軍事行動は4年経過した今も収まらず、双方の国民に多大な犠牲者を出している。

また、イスラエルとパレスチナ双方の武力による報復行動は、ガザ地区を中心に、罪もない多くの人々の命が奪われている。

そんな中、今年に入り、アメリカによるベネズエラへの武力行使、アメリカ・イスラエルによるイランへの武力行使とイランによる報復行動が立て続けに起き、周辺国も巻き込んだ戦禍によって、多くの人々が亡くなっている。

どんな理由があろうとも、外交問題の解決や国際秩序の確立に係わって、武力行使をもってこれを進めようとするのは、国連憲章や国際法上も許されるものではない。世界連邦・非核平和都市を宣言している亀岡市の議会として、世界各地で武力行使による犠牲者が増えることに深い憂慮と強い懸念を抱くものである。世界のすべての人々が戦禍に見舞われることがないように、あらゆる軍事行動を即時中止し、対話再開に向けた積極的な外交努力を求める。

以上、決議する。

令和8年3月27日

亀岡市議会

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 議会運営委員会視察

- (1) 目的 調査
- (2) 派遣場所 愛知県岩倉市、静岡県島田市
- (3) 期間 令和8年4月21日～22日
- (4) 参加議員 小川克己議長

令和8年亀岡市議会定例会 6月議会日程（案）

別紙No.5

（議会期間 22日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
5/	29	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	30	土		
	31	日		
6/	1	月	（招集告示／当初議案送付） 議会運営委員会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	2	火		
	3	水	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月	【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	
	9	火		
	10	水	<17:00：一般質問説明資料データ提出>	
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	16	火	【一般質問】（追加議案送付） 議会運営委員会 <本会議終了時：質疑通告期限>	幹事会、会派会議
	17	水	【一般質問】	
	18	木	【一般質問】	
	19	金	【一般質問等】（追加議案提案）	
	20	土		
	21	日		
	22	月	総務文教常任委員会	
	23	火	環境市民厚生常任委員会	
	24	水	産業建設常任委員会	
	25	木	（委員会予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
	26	金	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 <16:00：討論通告期限>	幹事会、会派会議
	27	土		
	28	日		
	29	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	会派会議